

香美町香住区小学校等再編検討委員会(第6回)

日時:令和5年11月24日(金)19:30～

場所:香美町役場 3階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

・教育長あいさつ

3 協議事項

(1) 学校再編に関する説明会について(報告)

(2) 閉校に向けた取組について

(3) 香住区小学校等再編検討委員会設置要綱の一部改正について

(4) その他

次回開催日 令和 年 月 日() 時 分から

香美町役場 3階 大会議室

4 閉 会

学校再編に関する説明会について

第1回

【日 時】令和5年10月19日（木）午後7時30分～午後8時15分

【場 所】奥佐津小学校 体育館

【参加者】13名（保護者4、一般7、学校関係2）

【主な意見】

（一般）

廃校後の利活用について、これまでに再編検討委員会ではどんな意見がでているのか。

（事務局）

奥佐津地区からは、地域に雇用が生まれる施設か福祉施設にという意見、佐津地区から廃校後のグラウンドを地域の人が憩える公園に、といった意見が出ており、本格的にはこれから様々な意見を伺っていかうとしている段階です。

（保護者）

スクールバスに補助員は付いてもらえるのか。

（事務局）

現在もスクールバスや路線バスで通学している村岡や小代でも補助員は付けていませんので、補助員はつけません。なお、下校時はバス停で乗車するまでは先生が付いてくれますし、降りるときは見守り隊の方がバス停で待っていただくなどのご協力をお願いすることになると思う。

（保護者）

隼人のバス停前が狭く、乗り降りするときに他の車が通れなかったりするので、もっと広い場所で乗り降りするようにできないか。

（事務局）

隼人はマイクロバスに乗ることになるので、転回場所などがあるかどうか、一度現場を確認させていただきます。

（保護者）

バスの時刻は、今より早くなるのか。

（事務局）

最終的な運行スケジュールは改めてお示しすることになりますが、これまでに検討委員会でお示ししているスケジュール表では今と変わりません。

第2回

【日 時】令和5年10月20日（金）午後7時30分～午後8時15分

【場 所】香住文化会館 大会議室

【参加者】22名（保護者9、一般8、学校関係4、町外一般1）

【主な意見】

（一般）

子供たちがバスで通うようになったら、見守り隊はどうなるのか。放課後こども教室はどうなるのか。

（事務局）

見守り隊の方にはバス停まで迎えに行ってもらうなど、引き続き活動をお願いすることになると思います。放課後こども教室は、生涯学習課が行っている事業で、統合後の実施については生涯学習課で検討させていただくことになります。

（一般）

校門前が保護者の車で混雑していたので、銀行横にスペースを設けてもらったが、まだ、路上駐車をする人があるので何とかしないといけない。夏休みに香住自治区のレクリエーションで体育館を利用することがあるが、子供たちが快適に活動できるよう体育館にエアコンを整備してやってほしい。

（事務局）

校門前の車の混雑については、学校だよりで保護者に協力を呼びかけてきましたが、なかなか改善されないので銀行横の駐車場に児童送迎車両駐車スペースを設けさせていただき、小学校、幼稚園からも保護者あてに協力の依頼文書を出していただきました。来年になりますと奥佐津方面から2台、佐津方面、鎧方面から各1台、計4台のバスが同じような時間帯に入ってきます。そこに保護者の車も来ますと大変なことになりますので、銀行横での乗り降りについて、学校と協力して徹底していきます。

（町長）

体育館へのエアコン整備については、そのような整備ができればいいとは思っており検討はしているところですが、設置費用や電気代など簡単にはできない課題があり、他の市町でもスポットクーラーで対応しているような状況です。

ただ、避難所としての面から考えると、各区に1か所ずつはエアコンが整備された体育館があるのが理想で、現在、教育委員会で廃校になる学校のエアコンを

移設することなどを検討しています。

(保護者)

校門前の保護者の車の混雑の件で、銀行横に乗降スペースを設けてもらったが、台数が足りないと思うので、先生の車を旧幼稚園へ停めてもらうなどしてもっとスペースを増やすことを検討してもらえないか。

(事務局)

銀行横にスペースを設けさせていただくにあって、元々駐車場が少ない状況であるなか、小学校、幼稚園、スマイルかすみの職員に協力いただいて、体育館裏の駐車区画のないところにも停めてもらうなどして7台分のスペースを確保したばかりですので、今後、状況をみさせていただき、もっとスペースが必要ということであれば、先生には旧幼稚園やしおかぜ香苑に停めてもらうなど対応を考えていきます。

第3回

【日 時】令和5年10月23日（月）午後7時30分～午後8時15分

【場 所】佐津小学校 体育館

【参加者】26名（保護者16、一般7、学校関係3）

【主な意見】

（一般）

統合後はバス通学になるということで、現在の沖浦のバス停は待機スペースも狭く、安全とは言えないので検討が必要だと思うが。

（事務局）

バス停を変更させていただく場所については、公安委員会と協議のうえ設定しています。沖浦については、2次再編になるので今後の課題となりますが、逆に適当な場所があれば教えていただければ公安委員会と協議させていただきます。

（保護者）

香住小と佐津小の上履きはどう違のか。

（佐津小教頭）

佐津小は、特に指定はしていません。香住小は、青いラインのものという指定があります。

（事務局）

香住小は、上履きも指定になっており買い替えが必要になるケースが多いので、今回、町が補助をさせていただく対象にさせていただいています。

（保護者）

毎年、学校の樹木の落ち葉が公民館の方まで飛んできて掃除が大変です。閉校後の管理はどうなるのか。

（事務局）

閉校後の学校の管理については、利活用方法が決まるまでは教育委員会で管理することにしており、ほったらかしにするようなことはしません。樹木が記念樹とかでなければ伐採することも検討します。

（こども教育課）

放課後児童クラブの支援員募集についてのお願い

（保護者）

開設時間を19時まで延長してもらえないか。

(事務局)

再編検討委員会でもそのような意見があり検討させていただきましたが、19時までになると勤められないという支援員の方が多く、放課後児童クラブそのものが開設できなくなりますので、18時までということにさせていただきたいと考えています。

第4回

【日時】令和5年10月27日（金）午後7時30分～午後8時15分

【場所】役場本庁舎 大会議室

【参加者】17名（保護者5、一般7、学校関係5）

【主な意見】

（一般）

3年後には6校が1校になり、相当数の先生が余ってくるので、先生方は処遇について不安を持っているのではないかと。

（事務局）

現在、県費教職員が約150人おり、統合により40人程度の余剰が生まれますが、定年退職、居住市町や出身地の学校への転出希望者もあります。県教委や他市町と連携をとりながら配置計画をしており、勤務先がなくなるようなことはないようにしています。

（保護者）

1次再編後、5校連合で行ってきた行事などはどうなるのか。中学生の通学方法の変更はあるのか。

（事務局）

2次再編までは、柴山・長井・余部の3校連合で、修学旅行、自然学校、チャレンジプランなどを行っていきます。

中学生の通学方法ですが、例えば、余部地区で小学生がバスで通うなら中学生も乗せてほしいといった要望があれば、同じように汽車通学をしている鎧、柴山、佐津をどうするのかといった問題が発生して調整に時間がかかり、2次再編が予定どおりにできなくなる可能性がありますので、中学生の通学方法は、この度の再編とは切り離して考えています。その件については、今後中学校のコミュニティ・スクールなどで検討していただくと考えています。

（町長）

本町の少子化の進行は著しく、今年の出生数は町全体で40人ほどになりそのような状況で、6年後ぐらいにその子たちが入学するときには香住小学校も1クラスになってしまいます。これまで小規模校のデメリットを解消するためにチャレンジプランなどに取り組んできましたが、これを続けていくことが困難になるのは目に見えていますので、学校再編に舵を切らせてもらいました。

しかし、気になることは依然としてありまして、多くの子がスクールバスで通うようになれば、安全に通学するためにしっかりとした運転員を確保できるかどうか課題はあります。また、多くの廃校が生まれるわけですが、すべてを地域の方々が望むような利活用をしていくことは難しいと考えており、いくつかは解体撤去させていただかなければならなくなることをご理解いただきたい。

香美町立学校等閉校及び閉園記念事業費補助金について

1. 目的

学校再編に伴い小学校・幼稚園が閉校・閉園を迎えるにあたり、地元PTAをはじめ地域住民から閉校記念事業を企画・検討する動きが見られる。

行政主体の式典とは別に、地元が主体となって行う閉校記念事業に対し補助金を交付し支援することで、さらにいっそう地域住民のふるさと愛の醸成や地域のきずなの強化を図ることを目的とする。

2. 交付対象者

閉校（閉園）する小学校または幼稚園の校区の住民代表その他関係者で構成された組織とする。

例：地区区長会、PTA等からなる組織（実行委員会）

3. 補助金の額

(1) 次の2種の合計とする。（ただし、事業実施額を上限とする。）

※①②は対象経費を限定するものではない。

①基礎額（10万円）・・・学校・園や校区の規模によって生じる地元等の負担の差を緩和することを目的とする。

※イベント等事業開催に必要な事務費（消耗品、印刷費等）として必要と思われる額

②校区配分額・・・学校・園や校区の規模（児童・園児数、区等配布数（世帯数））に応じた調整を目的とする。

500円/人×（児童・園児数+区・自治会等戸数）

※試算（児童・園児30人、校区内戸数270戸）

100,000円+@500円×（30+270）=250,000円

4. 対象事業等

対象事業	閉校記念事業として行う式典、講演会、記念誌・記念映像・記念品の製作・配布等町長が認める活動
対象経費	報償費（講師謝金等）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費）、役務費（通信運搬費、広告宣伝費等）、委託料、使用料及び賃借料（会場使用料、物品賃借料等）、原材料費、負担金、その他町長が必要と認める経費

※原則として、飲食や特定の団体・個人の利益につながる経費は対象としない。

香美町立学校等閉校・閉園記念事業費補助金見込額

年度	小学校等	児童・園児数	校区内世帯数 (予算用)	基礎額	校区配分額 (児童園児数+校区内世帯数) × 単価500円	計 (基礎額+校区配分額)	補助金額計 (左記千円未満切捨て)	年度別計
5	奥佐津小学校	14	237	100,000	125,500	225,500	225,000	490,000
	奥佐津幼稚園	0						
	佐津小学校	23	307	100,000	165,000	265,000		
	佐津幼稚園	0						
7	柴山小学校	43	436	100,000	243,000	343,000	343,000	761,000
	柴山幼稚園	7						
	長井小学校	25	205	100,000	119,000	219,000	219,000	
	長井幼稚園	8						
	余部小学校	13	184	100,000	99,500	199,500	199,000	
	余部幼稚園	2						

※児童・園児数、校区内戸数（区配布枚数）は令和5年7月1日現在を採用している。世帯数は同年7月6日現在を採用。

※校区配分は、（児童・園児数+世帯数）×@500円から算出する。（世帯数は申請者の申請に基づき決定する。ただし、校区内世帯数を上限とする。）

※二中閉校記念品…記念品（名入れステンレスボトル500ML）@647円×590個×1.1=419,903円（590個は地元配布数+生徒+来賓）

※参考 記念ムービー作成（30分程度）で20万、30万円～

※補助金額は上記算出による額か、実事業費のいずれか少ない方とする。

現 行	改 正 案
○香美町香住区小学校等再編検討委員会設置要綱 (設置)	○香美町香住区小学校等再編検討委員会設置要綱 (設置)
第1条 香美町香住区内の小学校及び幼稚園の再編を円滑に推進することを目的とし、その再編に伴う諸課題について検討するため、香美町香住区小学校等再編検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 (所掌事務)	第1条 香美町香住区内の小学校及び幼稚園の再編を円滑に推進することを目的とし、その再編に伴う諸課題について検討するため、香美町香住区小学校等再編検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 (所掌事務)
第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、香美町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。 (1) 統合年月日、統合方式及び統合校（園）の位置に関すること。 (2) 統合校（園）の名称、校（園）歌及び校（園）章等に関すること。 (3) 統合後の通学（園）に関すること。 (4) その他、委員会が必要と認める事項 (組織)	第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、香美町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。 (1) 統合年月日、統合方式及び統合校（園）の位置に関すること。 (2) 統合校（園）の名称、校（園）歌及び校（園）章等に関すること。 (3) 統合後の通学（園）に関すること。 (4) その他、委員会が必要と認める事項 (組織)
第3条 委員会は、 <u>21人</u> の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 香住区自治会の各地区区長会を代表する者 6人 (2) 香住区に所在する小学校のPTAを代表する者 6人 (3) 香住幼稚園のPTAを代表する者 1人 (4) 香住区に所在する小学校及び幼稚園の校園長 <u>7人</u> (5) 教育長 (委員の任期)	第3条 委員会は、 <u>19人</u> の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 香住区自治会の各地区区長会を代表する者 6人 (2) 香住区に所在する小学校のPTAを代表する者 6人 (3) 香住幼稚園のPTAを代表する者 1人 (4) 香住区に所在する小学校及び幼稚園の校園長 <u>5人</u> (5) 教育長 (委員の任期)
第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。 (会議)	第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。 (会議)
第5条 委員会の会議は、教育長が招集する。 2 教育長は、委員会の会議の議長となる。 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。 5 教育長は、第3条に規定する委員のほか、必要があると認めるときは、関係機関等の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。 (その他)	第5条 委員会の会議は、教育長が招集する。 2 教育長は、委員会の会議の議長となる。 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。 5 教育長は、第3条に規定する委員のほか、必要があると認めるときは、関係機関等の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。 (その他)
第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。	第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。